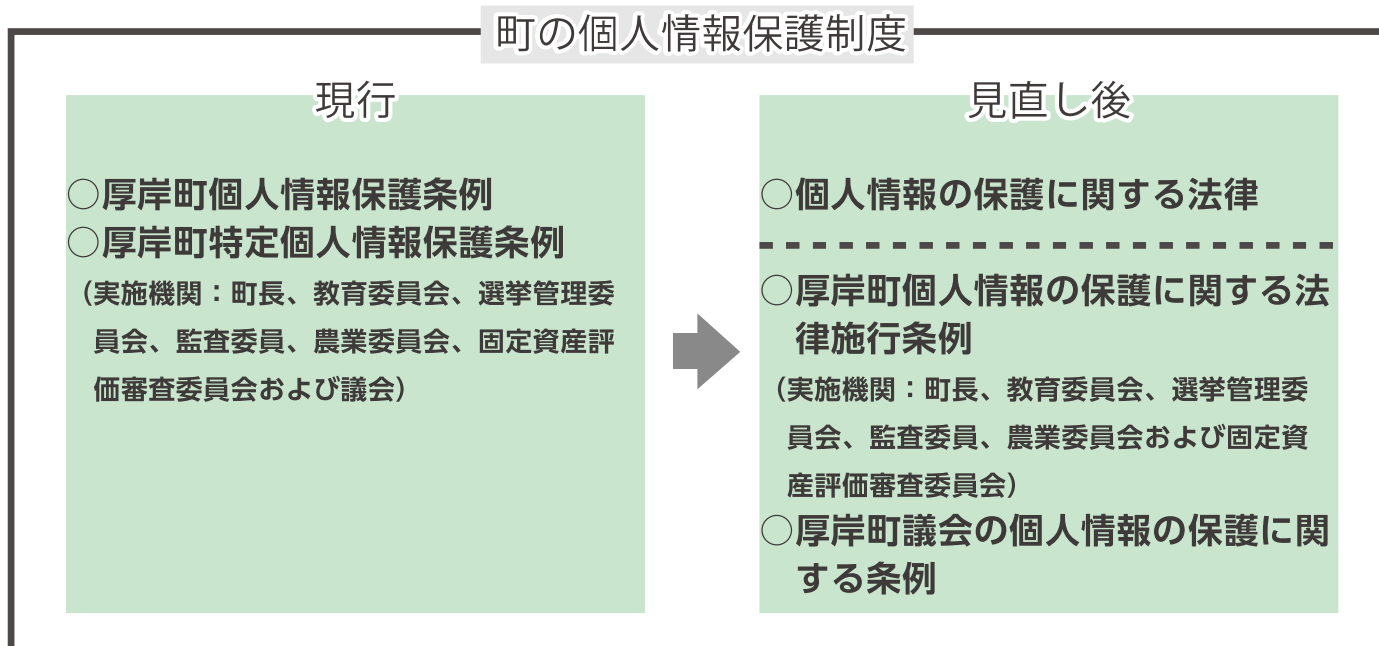
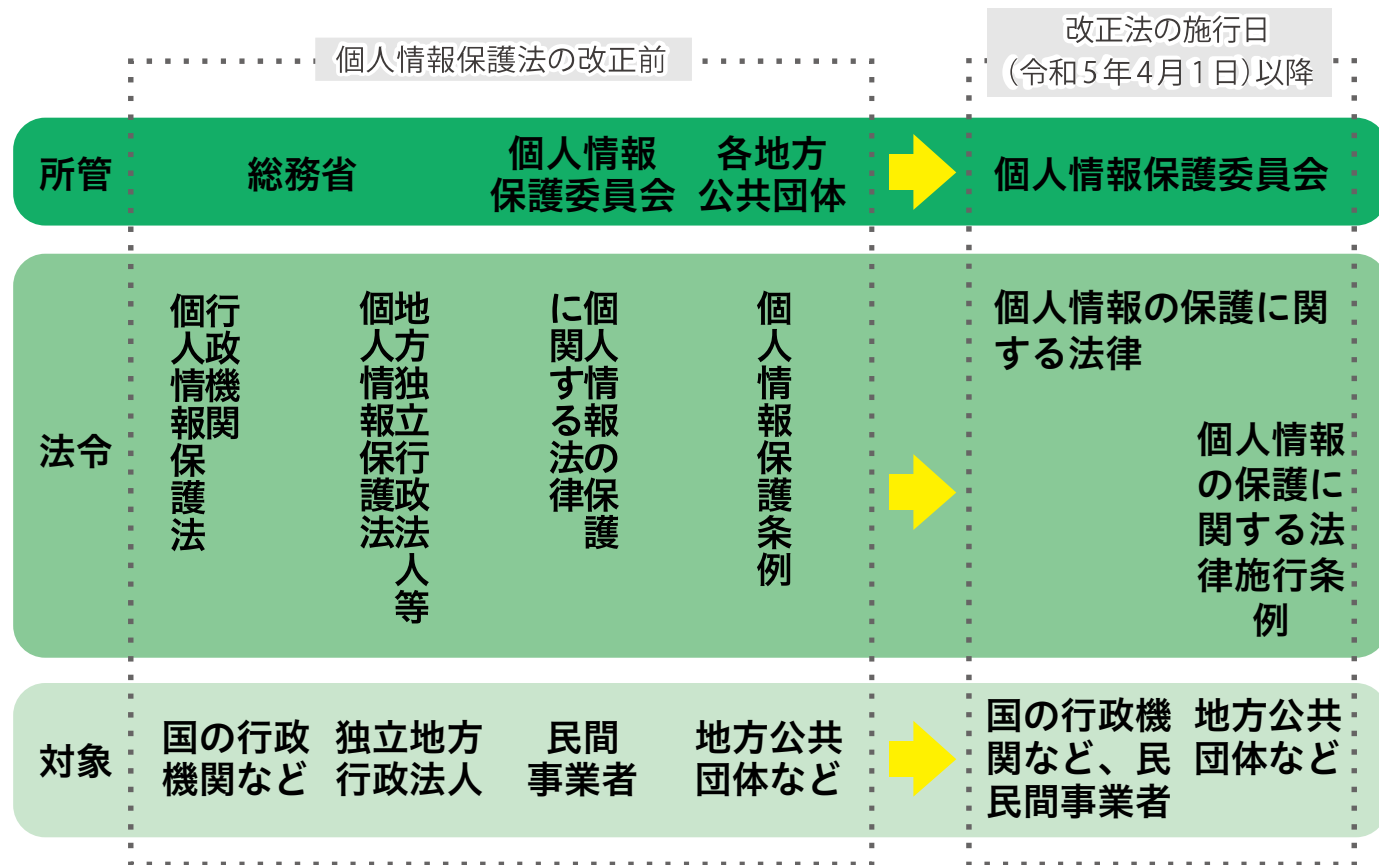




※釧路東部消防組合においても、同様の内容で見直しを行っております。

詳しくは、釧路東部消防組合のホームページをご覧ください。

●問い合わせ／消防本部総務課総務係 ☎52-5111

ホームページURL：http://www6.marimo.or.jp/kushiro-tobu/

個人情報保護制度が変わりました

●問い合わせ／総務係

個人情報保護制度とは？

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報をより一層保護していくため、個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、町民のみなさんの自己に関わる個人情報をコントロールする権利（自己の個人情報の開示や訂正、利用停止請求）を保護する制度です。



制度が変わりました

国は、社会のデジタル化を推進するため『個人情報の保護』と『データの利活用』の両立を目指して『個人情報の保護に関する法律(以下『法』という)』を改正しました。

この法改正により、これまで国や民間事業者、地方公共団体などの所管ごとに異なっていた個人情報保護のルールが、令和5年4月1日から法に一元化されました。

このため、町ではこれまで『厚岸町個人情報保護条例』および『厚岸町特定個人情報保護条例』に基づき、個人情報を取り扱っていましたが、今年度からは、この法に基づき個人情報を管理・運用します。

また、法の範囲内で必要最小限度の独自の保護措置を定めることができるとされたことから、これまでの個人情報保護の水準を維持するため、新たに法の施行に関して必要な事項を定める『厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という)』を制定しました。

一方、これまで個人情報保護制度を実施する町の実施機関に『議会』を含んでいましたが、法の規律対象から除かれたため、議会では『厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例』を制定し、個人情報を適正に管理・運用することとなりました。

なお、法改正により、制度の仕組みは変わりますが、個人情報に関する町民の権利の保障や個人の権利利益を保護するという基本的な考えは変わりません。町では、法および法施行条例などに基づいて、これまでと同様に安全管理措置を講じて、個人情報を取り扱っていきます。



制度の主な内容

●個人情報ファイルの作成・公表

町が保有している千人以上の個人情報を取り扱う場合、その利用状況や種類などを記載した『個人情報ファイル簿』を作成・公表することで、個人情報の取り扱いに関して透明性を図ります。

●保有個人情報の開示決定等の期限

法の規定では、開示請求があった日から30日以内としていますが、町ではこれまでの行政サービスの水準を維持するため、原則14日以内とします。

●開示請求の手数料

町では、手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付については、開示請求者の実費負担とします。

●個人情報の取扱い

法令や国が策定したガイドラインに基づき運用し、解釈に疑義が生じたときは国の判断や解釈に従って運用します。